題となりて、遂に督促状の勝ちとなりて一先づ督促
の形式を免し七月十日頃より七月二十四日迄の間例
に依りて会社側にも諒解あり、其の解決には最初
よりして一週間十日又は一週間、即十四日と云ふ如く極々
次第に次から次に延引し来りたる為め気分益々
職工側に於ても躍起となりて、幹部を召集し
会社側の委託者を斜め合から斉
同十一時として非常にも的確に期して職工側に於
いて退職手当を始め其の他の事項を記載して提出
するに至れり、然して会社側は同日の期限を待つ事なく
職工側を拒絶せられる状態となり
たれども、此に於いて一方職工側は始めて怠業状態

法人 協調會

となり新なる案を立つ、退職手当は一ヶ年勤続
者したる者には四十円とし而して勤続一ヶ年を増す毎に
四十五日分を合へる事とす、業他疾病負傷職業
なりとの区別して再提出をなしたるものなりし
七月十日会社側にては職工の要求を拒絶する
と共に会社に於て革したる案を職工側に示し
たるものなれども、其の案には退職手当二百
今上なり、而して自己退職即ち疾病其の他の理由に
依る一は何等具体案を示さずして此の案のみ
なるは向後救済案を提議の結果作製したる
のみが最初会社側に於いて退職手当は前
記如くして一日分とせしなるを向後救済案

財團 協調會